

第 10 回会議の議論概要

1. モニタリングの実施状況等について

<引継事項>

○環境省のモニタリング実施状況

- 検出下限目標値と実際の検出下限値に差が生じることが、一般の方にとって分かりづらい。例えば検出下限目標値が 10 Bq/L で 7 Bq/L 未満や 8 Bq/L 未満という結果が出た場合、10 Bq/L 未満と統一して表記した方が分かりやすいのではないか。(鳥養委員)

→資料の目的等に応じて使い分けさせていただきたい。実際の結果を厳密に示すべき場合(結果公表資料や本専門家会議資料など)においては個別の検出下限値を記載し、結果の全体的な概要を示すべき場合やスペースが限られる場合においては検出下限目標値を下回っていることを記載することとしたい。

- 放出時のトリチウム濃度の管理レベルとして 1,500Bq/L や 700Bq/L といった数字が示されているが、なぜその数値で管理しているのかという根拠やそれぞれの基準の意味、それらの相互関係などを網羅的に解説できるようなページへのリンクがあれば良いと思う。(飯本委員)

→これまでの委員からの御意見も受け、環境省ホームページにおいて代表的な基準の意味や根拠は掲載済み。資料 3-3 のとおりページの充実に向けて検討し、また本会議でお示しさせていただきたい。

○ALPS 処理水海洋放出の状況

- 公開されている濃度データの意味が分かりづらい。例えばその濃度の水を 1 年間飲み続けた場合の被ばく線量など、重要なデータについては計算して示すと分かりやすいのではないか。(鳥養委員)

→(東京電力)単なるデータの羅列で終わらず、例えば被ばく線量に換算するなどの工夫をしていきたい。

- 東京電力の拡散シミュレーションについて、検証作業をしているとのことだが、目的を明確にした上で解釈を事前に説明しておかないと、不適切な期待を社会に与えてしまうのではないか。(伴委員)

→(東京電力)シミュレーション結果とモニタリング結果を一致させることが目的でないこと、シミュレーションを行う意味を説明した上で解説する。

2. 今後のモニタリングについて

<決定事項>

- 環境省の今後のモニタリング実施案について、資料 3 の内容を了承いただいた。令和 6 年 1 月から運用を開始した。

＜引継事項＞

○環境省の今後のモニタリング実施案

- 情報提供の努力やステークホルダー間の対話の機会はまだまだ必要。(飯本委員)
→引き続きコミュニケーションや分かりやすい説明に取り組んでいく。
- 本事業だけではなく、他省庁事業を含む様々なモニタリング事業で得られるあらゆる情報を総合して、将来にわたり環境に影響を与えるような変化がないことを証明する情報を提供することが重要。他のモニタリングにも注目を続け、必要に応じて本事業とうまく組み合わせて継続的に示すことも想定し、今後もモニタリングの在り方や見直しを考えるべき。(飯本委員)
→原子力規制委員会により関係府省等が実施した測定結果の分析・評価の集約・発信が行われており、資料3-2のとおりデータベースの整備等が行われている。資料3-3のとおり情報発信面でも改善を図るとともに、規制委等とも協力・連携して各モニタリングデータの活用について引き続き検討する。
- 放出総量や放出濃度等があまりにも大きく変わる場合は、モニタリングも見直す必要がある。(福島座長)
→今回の案では、放出期間中の実施量は維持しているため、政府の基本計画の範囲内であればそのまま対応できると考えているが、今後も放出計画に対応した必要十分なモニタリングを行う。将来、放出計画が大幅に変わったり特別なことが行われる場合は、その都度柔軟に変更の必要性を検討する。
→(東京電力) 海洋放出は安全に、かつ計画に従って行うことが重要。今後も放出予定は事前に知らせつつ、計画通りに放出・モニタリングを行っていく。